

大津市残土処分場問題

1. 事件の概要

平成 25 年 6 月 28 日、宗教法人、滋賀県大津市の住民等 352 人から、大津市、残土処分業者及び処分場所有者を相手方（被申請人）として、滋賀県公害審査会に調停を求め申請。

申請の内容は、被申請人残土処分業者が平成 23 年 4 月に大津市長による本件の残土処分場に関する埋立て等の許可決定を受けたが、同年 5 月には本件処分場付近の河川に堆積した土砂が崩落し、山林等に損害を与えながら搬入を継続、残土等を積み上げ、崩壊すれば下流域に重大な被害が及ぶ状態となり、大量の土砂による水質悪化の可能性があるなどとして、被申請人残土処分業者に対し、残土の搬入中止など、被申請人大津市に対し、条例に基づく権限を適切に行使して申請人らの生命身体に対する危険を速やかに除去することなどを求めた。

2. 事件処理の経緯

平成 25 年

6 月 28 日 本件公害調停申請（滋賀県公害審査会）

滋賀県知事は京都府知事に連合審査会の設置について協議（公害紛争処理法第 27 条第 3 項）。協議がととのわず。

7 月 24 日 関係書類を滋賀県公害審査会から総務省公害等調整委員会に送付。

7 月 25 日 公害等調整委員会が本事件受付（同条第 5 項）

9 月 30 日 大津市等の住民 5 人から参加の申立て（同法 23 条の 4）

10 月 22 日 許可

12 月 20 日 公害等調整委員会、現地調停期日、現地調査を実施。

平成 26 年

1 月～5 月 調停条項案に関する協議、調整

6 月 20 日 大津市議会 調停条項案を全会一致で承認

7 月 7 日 公害調停成立

3. 調停条項（概要）

- （1）確認条項（許可決定取消、措置命令、応急工事の代執行を大津市が行ったこと）
- （2）平成 26 年度の代執行による崩落防止措置（景観改善配慮に関する条項を含む）
- （3）平成 27 年度の代執行による崩落防止措置、予算確保に関する条項
- （4）平成 28 年度も継続的に適切に権限を行使することに関する条項
- （5）平成 26 年～同 29 年度まで水質検査を実施することに関する条項
- （6）天候、予算、市議会の審議等により合理的範囲内での修正に関する条項
- （7）説明会等、崩落防止措置などに関する情報共有の場を設けることに関する条項
- （8）搬入業者に対して措置命令を履行させることに関する条項